

第69号議案

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年11月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ，家庭的保育事業者等が記録・作成する書面を電磁的記録により行うことができることとするため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年芦屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章（略） <u>第6章 雑則（第50条）</u> 附則 <u>第6章 雑則</u> <u>（電磁的記録）</u> <u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、</u>	目次 第1章～第5章（略） 附則

改正後	改正前
<u>書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 要綱

1 改正の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ，家庭的保育事業者等が記録・作成する書面を電磁的記録により行うことができることとするため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

家庭的保育事業者等及びその職員が記録・作成する書面について，書面に代えて電磁的記録により行うことができるものとする。（第50条関係）

（例）

- ・ 事業の運営についての重要事項に関する規程
- ・ 保育の質の自己評価
- ・ 職員の研修の実施計画，実施した研修の記録
- ・ 利用乳幼児に提供する食事の献立
- ・ 食育に関する計画
- ・ 職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿

3 施行期日

公布の日